



『家政婦(夫)』は あなたの家の家事サポーター

— 新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、看家紹介業の利点をいかして求人・求職のマッチングを実現するためのノウハウの確立をめざして —

新型コロナウイルス感染症が流行するなか、子育て支援、介護を含む家事支援サービスでは、女性の活躍推進や高齢者の介護等から需要が増している一方、担い手が不足している。こうした人手不足分野において家政婦(夫)の確保を図り、社会に貢献しながら生き生きと働くことができるように適切に対応することが求められています。

家政婦(夫)の役割とは

掃除や洗濯、調理、買い物などの日々の用事から、家計、家族の健康管理、住居や庭・花壇の手入れ、親戚や近所との付き合い、冠婚葬祭まで、私たちの日常生活にはさまざまな家事があります。それら、家庭の主婦や家族の皆様が行う家庭内の日常の家事をお手伝いするのが、家政婦(夫)の役割です。

家事は日常生活を円滑に送るためのものですので、家政婦(夫)は、お客様のお宅で、お客様により良い生活を送っていただくことを目的として、その家庭になくはない家事の担い手になることが求められている職業と言えるでしょう。

特に、要介護の世話やお年寄りの一人暮らしの世帯、また共働き世帯などで、多くの世帯に家政婦(夫)の行う家事サービスを活用いただいています。

家政婦(夫)になるには

家政婦(夫)のお仕事の紹介を受けるためには、まず「家政婦紹介所」に「求職登録」をする必要があります。求職登録の際は、希望する労働条件等について紹介所へ具体的にお伝えください。その後、紹介所から求職登録時の条件に見合うお仕事が紹介されます。

* 「家政婦紹介所」は、厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介を行う事業所です。

雇用形態や賃金は

紹介所の紹介により、家政婦(夫)と求人者であるお客様が労働条件に合意すると、家政婦(夫)とお客様との間で雇用契約が成立します。

家政婦(夫)の賃金額等の設定は、お客様との間で取り交わす「労働条件」に含まれるもので、お仕事の内容や働く地域、求人者の事情等により異なります。紹介所に求職登録をする際に、紹介の希望条件として、賃金額についてお伝えいただくことも可能です。



公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

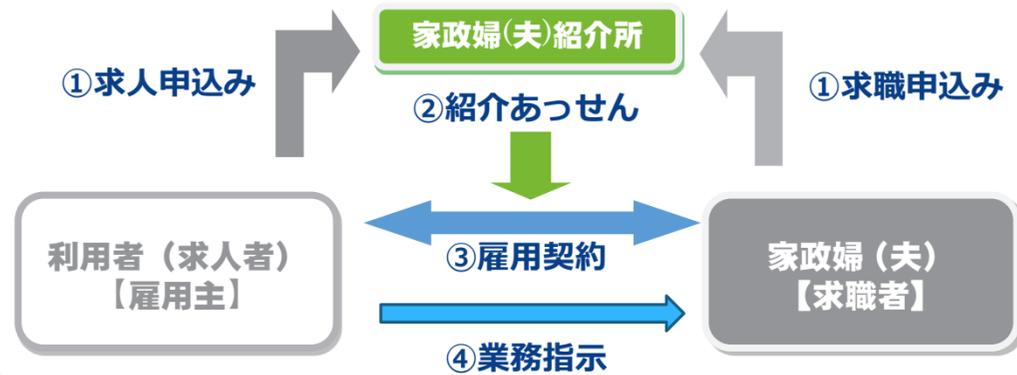
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2

TEL. 03-3353-4641 / FAX. 03-3353-4326

URL <http://www.kanka.or.jp>

利用者（求人者）は、家政婦(夫)紹介所から職業紹介を受け家政婦(夫)と雇用契約を結びます

家政婦（夫）紹介所の職業紹介業務の流れ図



職業紹介とは

職業紹介とは、求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間に雇用関係が成立するのをあっせんすること（職業安定法第4条第1項）です。

つまり、利用者は求人者であり、家政婦(夫)を雇用してそのサービスを利用することになります。

また、求人者は雇用契約を結んだ後、家政婦(夫)の雇用主となるので、希望するさまざまな種類の家事サービスを指示してやってもらうことができます。

希望にかなうサービスを提供できる人材に出会うために

求人申込み

家政婦(夫)を探している人は、求人者として家政婦(夫)紹介所に求人申込みを行う必要があります。原則として申込みは求人票や求人申込み書等により行われますが、まずは、口頭、電話、電子メールなど、どんな方法でもかまいませんので、気軽に家政婦(夫)紹介所に連絡、問合せを行ってください。

仕事の内容など
希望条件を明確に！

●希望にかなうサービスを提供できる家政婦(夫)の紹介を受けるためには、求人者側のやってほしい仕事の内容、利用希望時間など次のような点について、できる限り具体的に思い描いていただくことが重要です。

☆仕事の内容 ☆働く期間 ☆働く場所 ☆働く時間・休日 ☆賃金額等

●そのうえで、希望条件の設定のしかたに詳しい家政婦(夫)紹介所に相談してください。その際、子ども・高齢者の有無、サービスを利用される方の身体状況や、料理が得意、アレルギーに詳しいなど求める技能等も重要な相談材料となります。

●希望条件が決まったら、家政婦(夫)紹介所にできるだけ明確に伝えてください。



家政婦(夫)紹介所の上手な使い方

家政婦(夫)紹介所は、多くの求人・求職の申し込みをうけつけており、様々なケースに対応した経験を持っています。また、求人者・求職者に対する助言や苦情の処理等を行なう「職業紹介責任者」も配置していますので、次のような場合は、気軽に問合せ・相談してください。

- ＊ 求人申込み在先立って、やってほしい仕事の内容や利用時間等の設定に困ったとき。
- ＊ 仕事の内容や利用時間・日数は希望に応じていつでも変更できますので、そうした変更を行いたいとき。
- ＊ 仕事の仕上がりの良し悪し等に関し、家政婦(夫)に直接言いにくいことがあるとき。

家政婦(夫)として安心して働くために

家政婦(夫)の知識、技術を保証する「家政士」検定制度があります

「家政士検定」は、家政サービスや家事支援業務に関するすぐれた技術や知識を有する人に対して厚生労働大臣認定の「家政士」の資格を授与するものです。家政婦(夫)が有する技術と知識を保証することにより、求人者の皆様がサービスを選択する際の明確な指標となり安心と信頼を提供することを目的としています。

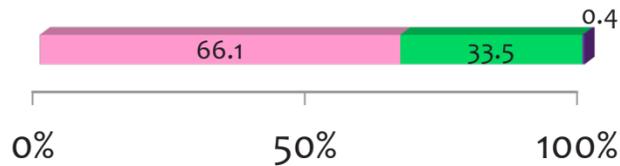
家政婦(夫)の知識、技術を検定制度によって保証することにより、求人者の皆様には、これまで以上に安心して家政婦(夫)を活用いただけるようになり、家政婦(夫)の側でも、能力を高める意欲がわき、また、自信と誇りを持って働くことになるといった効果が生れています。



新型コロナウイルス感染症の流行をうけて 求人全体に変化はあったか・・・？

求人の変化

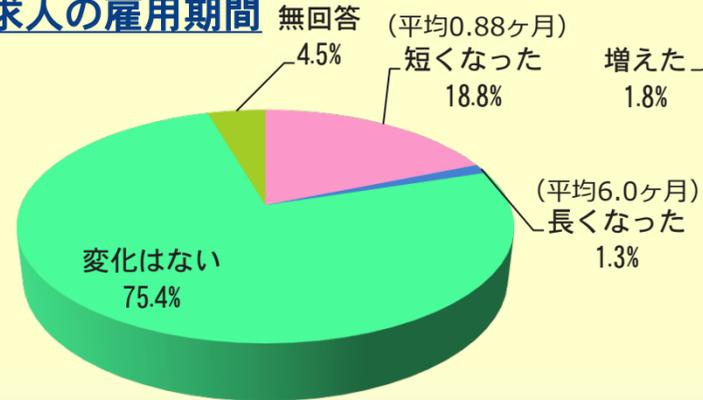
■ 変化があった ■ 変化はない ■ 無回答



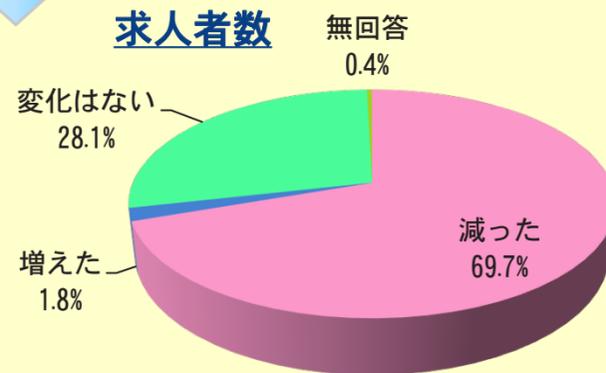
約7割弱の紹介所が、新型コロナウイルス感染症の影響による変化を認識している。



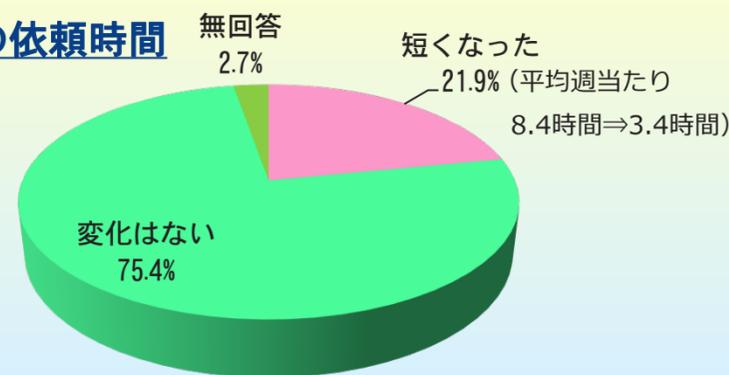
求人の雇用期間



求人者数



求人の依頼時間



家政婦(夫)を活用している家事ニーズの例

家政婦(夫)を活用している家事ニーズの例としては、下記のように、「掃除・片付け、洗濯」、「料理、買い物等の用足し」、「高齢者の世話」、「育児」、「介護保険の適用にならない仕事」などさまざまな内容のものがあるほか、「施設や病院などの中での仕事」、「臨時・短期的な仕事」といった利用場所・頻度もいろいろです。

このように、家政婦(夫)は、「生活支援パートナー」として、どんなニーズにも柔軟に対応して行き届いたサービスを提供することができます。

掃除・片付け、洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族の人数が多く家事の負担が大きいので、掃除・片付け、洗濯を手伝ってほしい。 ○ 共稼ぎで家事の時間が十分に取れないので、掃除や洗濯をお願いしたい。
料理、買い物等の用足し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人親の家庭であり、親子の食事をつくる家事をお願いしたい。 ○ 週に何回かは、手作りの料理を食べたいので、家族の料理作りをお願いしたい。
高齢者の世話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の親が遠方に在住し夫婦で暮らしている。毎日の家事全般をお願いしたい。 ○ 高齢の親の通院・散歩の付き添い、病院入退院の手伝い着換えの介助、話し相手をしてほしい。
育児	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが病気になったので、病院への付き添い、学校への送迎、親が帰宅するまでの世話をお願いしたい。
介護保険の適用にならない仕事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスを受けているが、介護保険の適用とならない次のような家事の範囲・内容や日にち・時間を家政婦(夫)による家事サービスで補いたい。 ・ ケアプラン外の日・時間における介護・介助や家事全般のサービス ・ 介護保険の対象となる本人以外の家族に対するサービス ・ 本人が使用する部屋以外の掃除 ・ 本人が不在の場合の家事サービス
施設や病院などのなかでの仕事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求人者個人との雇用契約により、施設や病院などのなかで、入所や入院している方の求めに応じ、部屋の掃除や見守り、散歩の付き添いなどの身の回りの世話をお願いしたい。
臨時・短期的な仕事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行期間中の庭木、植木鉢の水やりをお願いしたい。



新型コロナウイルス感染症の流行をうけて 求人ニーズの変化、家事サービスの依頼内容の変化

緊急事態宣言の発出（令和2年4月）以降、
増加した依頼内容と減少したそれとを比較すると…

依頼内容	増加した (%)	減少した (%)
① 掃除・片付け	28.1	15.6
② 洗濯	12.9	11.6
③ 料理	19.3	14.3
④ 買い物等外への用足し	28.1	8.1
⑤ 高齢者のお世話（病院等への外出・散歩の付き添い、身の回りの世話など）	24.1	20.7
⑥ 育児（保育園等への送迎、食事・お風呂の世話など）	1.8	3.1
⑦ 介護保険サービスの利用制限に伴う家政婦(夫)の利用	15.2	11.2
⑧ 入院患者への付き添い	1.3	50.0
⑨ 施設入居者へのサービス	3.1	23.2
⑩ ワクチン接種の付き添い	20.5	-

以上の結果となった。

出所資料：家政婦紹介所の事業実態に関するアンケート

依頼内容で**増加**したのものとして、「掃除・片付け」、「料理」、「買い物等外への用足し」、「高齢者のお世話」が多くなっているが、**減少**したものにも同様に、「掃除・片付け」、「料理」、「高齢者のお世話」が挙がっており、**顕著に増加**したとみられるのは、「**買い物等外への用足し**」であった。

一方、**大きく減少**したものは、「**入院患者への付き添い**」が50.0%減、「**施設入居者へのサービス**」が23.2%減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を一番受けた依頼内容となっている。新型コロナウイルス感染が危惧され、医療機関や施設への立ち入りが制限されたことが要因とみられる。

また、高齢者のワクチン接種に伴い、**新たに「ワクチン接種の付き添い」**という依頼内容が発生した。

